社会福祉法人山形いのちの電話定款

第１章　総　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、精神的危機に直面し、福祉サービスを必要とする人々と、主に電話という手段で対話し、健全な社会人として生活することができるよう援助し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)第二種社会福祉事業

イ　「山形いのちの電話」の設置運営

ロ　心の健康に関する電話相談事業

ハ　心の健康に関する啓発事業

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人山形いのちの電話という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、精神的危機に直面し援助と励ましを求めている人々を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を山形県山形市に置く。

2. 前項のほか、従たる事務所を山形県鶴岡市に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員１６名以上２０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事２名、事務局員１名、外部委員２名の合計５名で構成する。

3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4. 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3. 評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員の報酬については、無報酬とする。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 常務理事の報酬の額
(3) 常務理事に対する報酬等の支給の基準
(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) 社会福祉充実計画の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 11 条　評議委員会は、定時評議員会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場

合に、臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

（議長）

第 13 条　評議員会に議長を置く。

2. 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

（決議）

第 14 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４. 第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 15 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人２名が前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員

（役員の定数）

第 16 条　この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事　１２名以上１５名以内

(2) 監事　２名

2. 理事のうち１名を理事長とする。

3. 理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とし、常務理事は事務局長を兼務することができる。

4. 前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の常務を処理する。

4. 理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第20条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3. 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)
第 22 条　常務理事を除き、理事及び監事の報酬については、無報酬とする。

第 5 章　理事会

(構成)
第 23 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)
第 24 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)
第 25 条　理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項及び召集の理由を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

(議長)
第 26 条　理事会に議長を置く。
2. 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決議)
第 27 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)
第 28 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章　顧　問

（顧問）

第29条　この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会、評議員会の同意を得て、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、この法人業務について理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第7章　会　員

（会員）

第30条　この法人に会員を置き、後援会を組織する。

2. 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
3. 会員に関する規定並びに後援会に関する規定は、別に定める。

第8章　委員会

（委員会）

第31条　この法人に次の委員会を置く。

2. 委員会は、運営委員会、研修委員会、広報委員会、財務委員会とする。
3. 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは理事会の諮問に答え、又は意見を具申する。
4. 委員会に関する規定は、別に定める。

第9章　事務局

（事務局及び職員）

第32条　この法人に事務局を置く。

2. 事務局は、この法人の事業が目的に沿って円滑に運営されるために必要な事務を司る。
3. 事務局には、事務局長１名及び職員若干名を置く。
4. 事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
5. 事務局長外の職員は、理事長が任免する。
6. 事務局及び職員に関する規定については、別に定める。

第10章　資産及び会計

（資産の区分）

第33条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２．基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金　9,000,000円

(2) 山形県鶴岡市の２階建て庄内分室室舎(190.43平方メートル)

(3) 山形県鶴岡市の庄内分室　敷地(265.1平方メートル)

3．その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4．基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山形県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には山形県知事の承認は必要としない。

1　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。

2　独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第35条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2．資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2．前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条　この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 常務理事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 38 条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 39 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

（臨機の措置）

第 40 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第 11 章　解散

（解散）

第 41 条　この法人は、社会福祉法第 46 条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 42 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 12 章　定款の変更

（定款の変更）

第 43 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山形県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその

旨を山形県知事に届け出なければならない。

第13章　公告の方法その他

（公告の方法）

第44条　この法人の公告は、社会福祉法人山形いのちの電話の掲示場に掲示するとともに、官報、山形新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第45条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則　この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	田中　哲	評議員	阿曽　友弥	同	島貫　新平
理　事	足立　守	同	足立　守	同	末廣　晃二
同	末廣　晃二	同	安藤　勝美	同	高橋あき子
同	十束　支朗	同	五十嵐雄次	同	田中　哲
同	本間　利雄	同	一柳　邦男	同	千歳　栄
同	加藤　有倫	同	岩間　弘一	同	千葉ヒロ子
同	小関　充	同	梅澤　早苗	同	十束　支朗
同	高島しづ枝	同	九里　茂三	同	古澤　茂堂
同	矢吹　海慶	同	久保　正彰	同	本間　利雄
同	助川　暢	同	小関　充	同	八柳　和夫
同	境澤栄美子	同	境澤栄美子	同	矢吹　海慶
監　事	中山　眞一	同	佐々木　潤	同	山野　一美
同	柳橋　孝吉	同	佐藤　明		

この定款は、１９９７年２月２４日より施行する。